

第1号議案

名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）を行うものとする。

令和7年12月2日提出

尾張旭市都市計画審議会  
会長 水津功

## 名古屋都市計画道路の変更(尾張旭市決定)

都市計画道路中8・6・527号三郷歩行者道及び8・6・528号三郷駅自由通路を次のように追加する。

| 種別   | 名 称     |             | 位 置   |              | 区 域 | 構 造 造      |     |       | 備 考                              |         |
|------|---------|-------------|---|--------------|-----|------------|-----|-------|----------------------------------|---------|
|      | 番号      | 路線名         | 起 点   | 終 点          |     | 主 な<br>経過地 | 延 長 | 構 形 式 |                                  |         |
| 特殊街路 | 8・6・527 | 三郷歩行者道      | 尾張旭市<br>三郷町栄                                  | 尾張旭市<br>三郷町栄 | —   | 約130m      | 地表式 | 9m    | 幹線街路3・4・290玉野川森林公園線と平面交差1箇所      | 歩行者専用道路 |
|      | 8・6・528 | 三郷駅<br>自由通路 | 尾張旭市<br>三郷町栄                                  | 尾張旭市<br>三郷町栄 |     |            |     |       | 鉄道と立体交差1箇所<br>幹線街路三郷駅前広場と平面交差1箇所 |         |
|      | 立体的な範囲  |             | 尾張旭市三郷町栄内の区間において、立体的範囲を定める。<br>(延長約18mの区間を対象) |              |     |            |     |       |                                  |         |

「区域、構造及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

### 理由

三郷駅前地区第一種市街地再開発事業により三郷駅南側に整備される駅前広場と連携し、三郷駅周辺の歩行者交通機能を向上させるため、8・6・527号三郷歩行者道及び8・6・528号三郷駅自由通路を追加するものである。



# 名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）

8・6・527号 三郷歩行者道  
8・6・528号 三郷駅自由通路

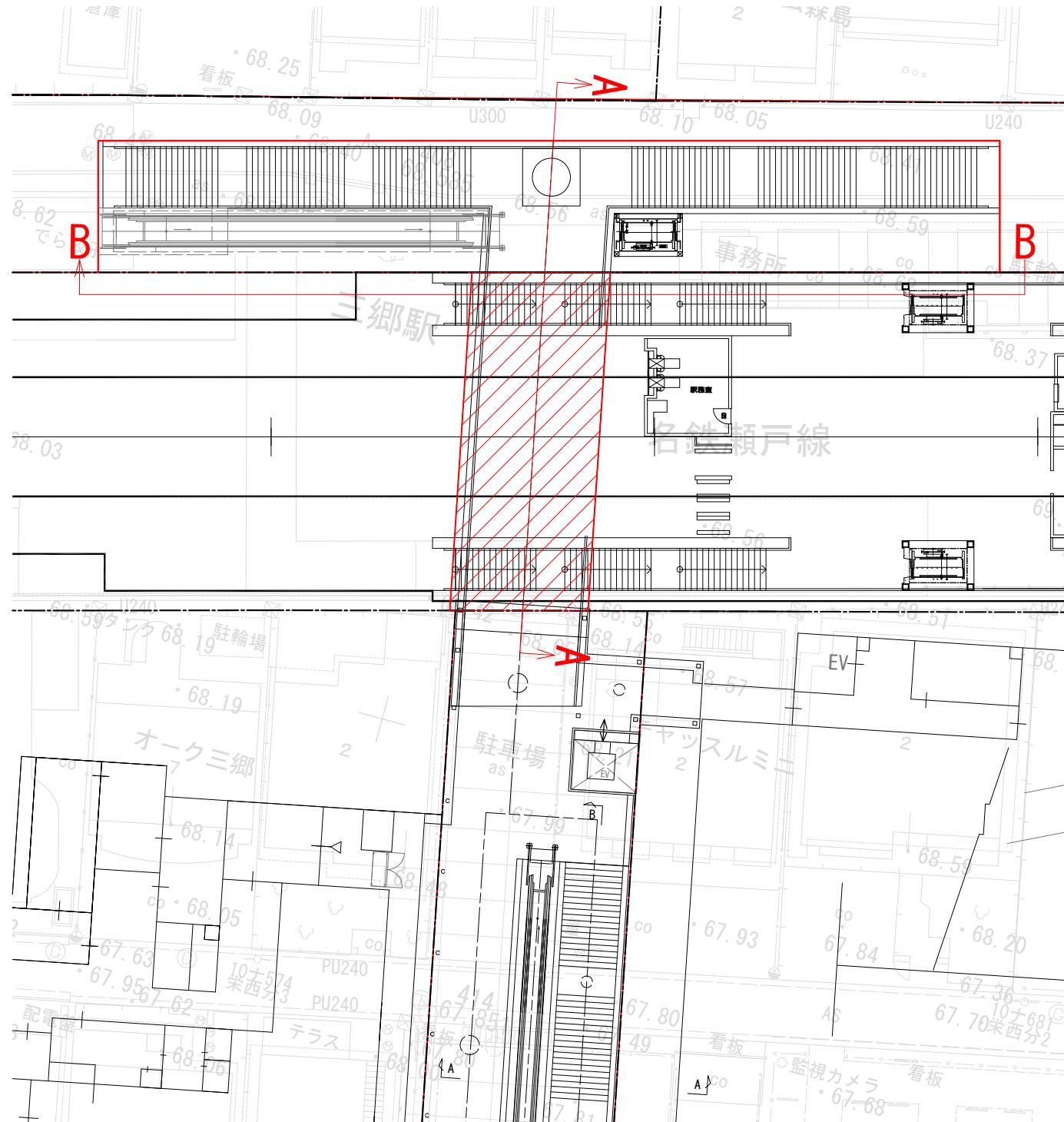
計画図  
縮尺1/2,500



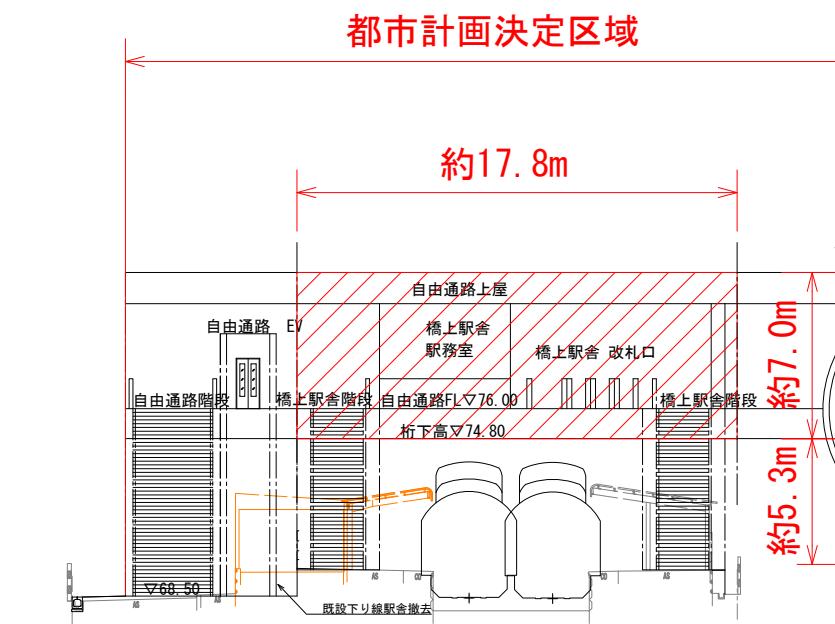
計画図（立体的な範囲図）

立体的な範囲図

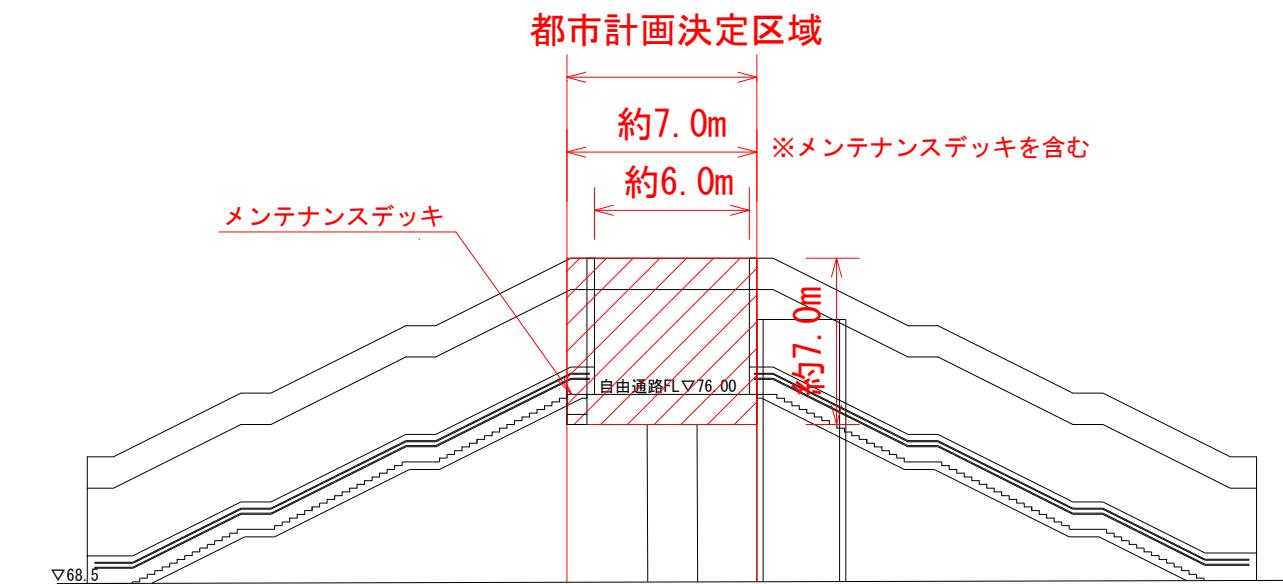
断面位置図 S=1:300 (A3)



A-A断面図 S=1:300 (A3)



B-B断面図 S=1:300 (A3)



凡例

|  |             |
|--|-------------|
|  | 都市計画決定区域    |
|  | 都市計画の立体的な範囲 |

## 理由書

(名古屋都市計画道路 8・6・527 号三郷歩行者道及び 8・6・528 号三郷駅自由通路)

### 1. 変更の概要

三郷駅前地区第一種市街地再開発事業により三郷駅南側に整備される駅前広場と連携し、三郷駅周辺の歩行者交通機能を向上させるため、8・6・527 号三郷歩行者道及び 8・6・528 号三郷駅自由通路を追加するものである。

#### ■都市計画道路の変更概要

新規路線の追加 2 路線

| 路線名                  | 変更内容  | 延長     | 幅員        | 立体的な範囲                              |
|----------------------|-------|--------|-----------|-------------------------------------|
| 8・6・527 号<br>三郷歩行者道  | 路線の追加 | 約 130m | 2.0～9.0m  | —                                   |
| 8・6・528 号<br>三郷駅自由通路 | 路線の追加 | 約 70m  | 3.0～10.0m | 尾張旭市三郷町栄内の区間において、立体的な範囲を定める。(約 18m) |

### 2. 都市の将来像における位置付け

名古屋都市計画区域マスタープラン（目標：2030 年度）では、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」を基本理念とし、都市づくりの目標の一つとして、「都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します」とされています。

尾張旭市都市計画マスタープラン（目標：2025 年度）では、「ともに育てる 笑顔とうるおいあふれるまち」を都市づくりのテーマとし、名鉄三郷駅周辺を本市の中核となる「活力拠点」に位置付け、「商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、本市の重要な交通結節点として交通機能の強化を図ります」としています。また、地域別構想（東部地域）において、三郷駅周辺は、「交通施設のバリアフリー化など環境整備に努めます」、「高齢者や障がい者などが、安心して移動できるように、歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者用ブロックの設置を進めるとか、すべての人が利用しやすいデザインの普及を促進します」などとされています。

### 3. 都市計画変更の必要性及び理由

三郷駅周辺は、都市機能の充実や交通機能の強化を図る本市の活力拠点として位置付けられていますが、名鉄瀬戸線により地域が南北に分断されるとともに、踏切における歩行者の交通安全の確保等、交通環境の改善が課題となっています。

また、三郷駅南側では、市街地再開発事業により都市型住宅や商業系施設等の誘導や駅前広場の整備が進められており、これらと連携し三郷駅北側も含めた歩行環境の改善を図ることが求められます。

以上を踏まえ、三郷駅周辺の都市機能の充実や交通機能の強化に向け、駅南北の地区の連携強化、歩行者の回遊性の向上、移動の円滑化や安全性の確保を図るために、駅南北を結ぶ三郷駅自由通路及び当該自由通路と駅北側で接続する三郷歩行者道の2路線を新規追加します。

### 4. 都市計画変更の考え方

#### (1) 都市計画の区域について

名鉄瀬戸線により分断されている駅南北の移動の円滑化とともに、交通結節機能の向上を図るために、駅南北を結ぶ位置に三郷駅自由通路の区域を定めます。

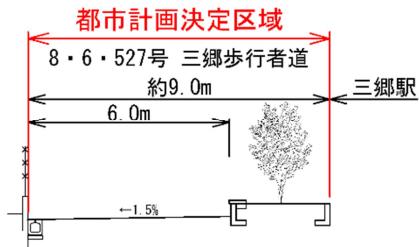
また、三郷駅自由通路と駅北側で接続する位置に三郷歩行者道の区域を定めます。

#### (2) 幅員について

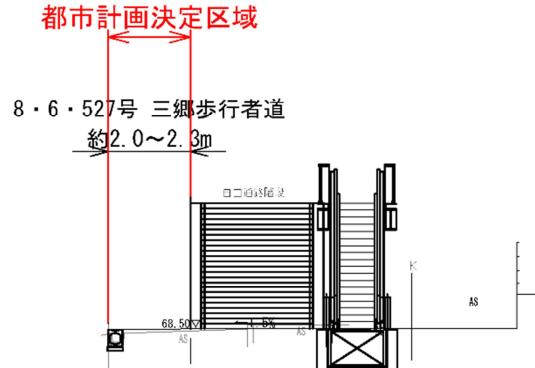
##### ①8・6・527号三郷歩行者道

同時に変更する三郷駅自由通路の配置を考慮し、また、植栽帯等の配置によるゆとりと潤いのある空間を創出するため、一般部の幅員を9.0mとします。なお、三郷駅自由通路(階段部)と、並行する箇所については、通行量等を考慮し、2.0m以上確保します。

【一般部】



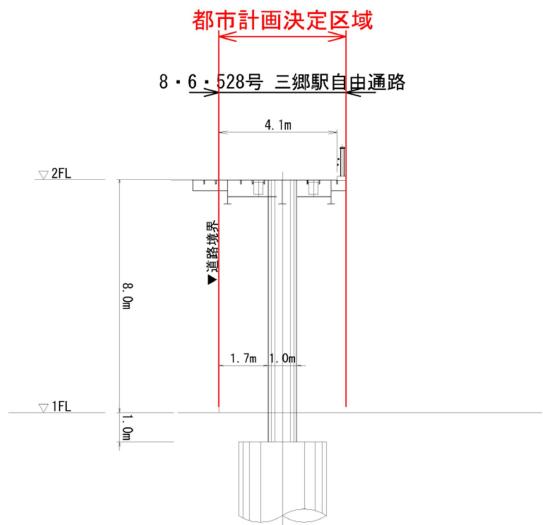
【三郷駅自由通路（階段部）並行箇所】



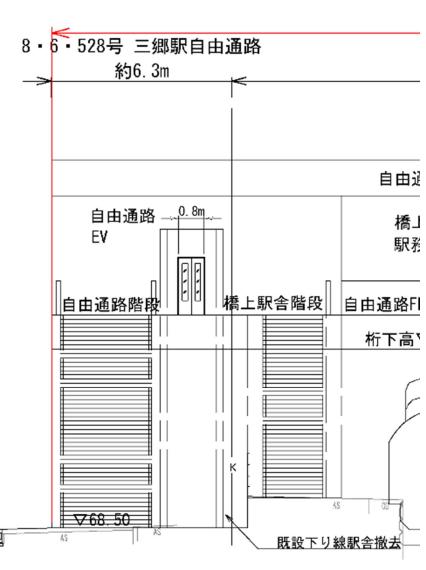
## ②8・6・528号三郷駅自由通路

通行量等を考慮して、通路部は有効幅員 4.1m以上、階段部は有効幅員 3.0m以上と設定します。また、エスカレーターの有効幅員は、通行量等に応じ 1.0m もしくは 0.6m と設定します。バリアフリーに対応するため、エレベーター(EV)を設置するものとし、EV の出入口は、車いす利用を考慮して有効幅員 0.8m と設定します。

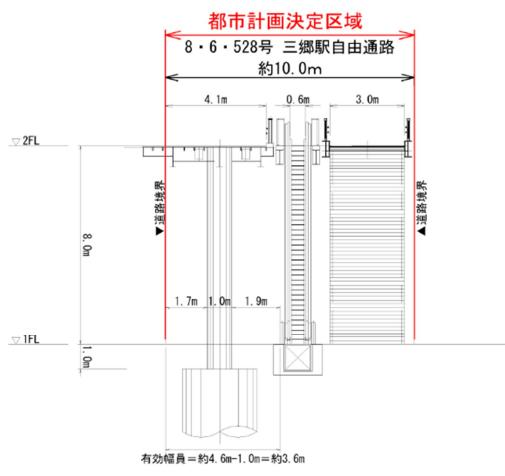
【通路部】



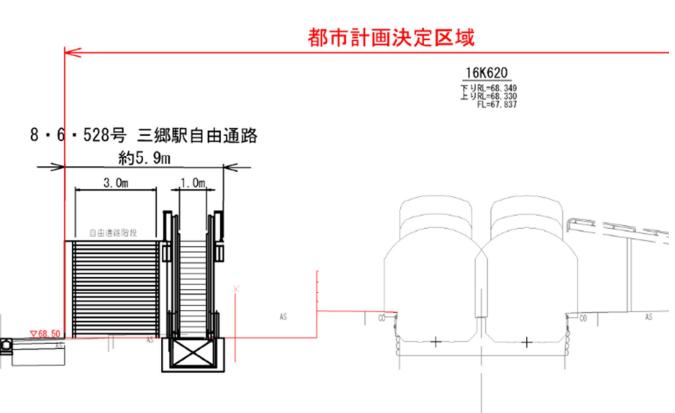
【エレベータ一部】



【通路・階段部（三郷駅南）】



【階段部（三郷駅北）】



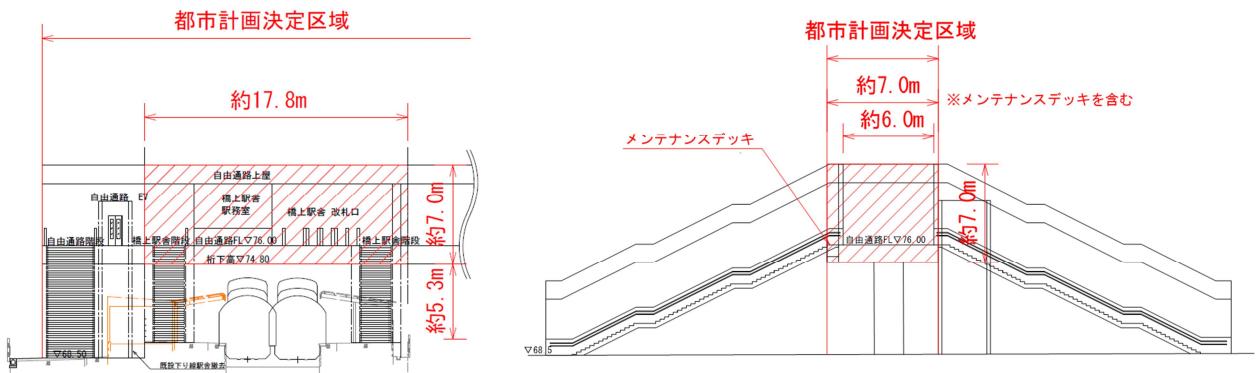
■設定幅員の各種基準との整合確認

| 運用基準               | 三郷歩行者道      |                               | 三郷駅自由通路 |        |          |             |                       |
|--------------------|-------------|-------------------------------|---------|--------|----------|-------------|-----------------------|
|                    | 歩行者<br>交通量多 | その他の道路<br>三郷駅自由通路<br>(階段)並行箇所 | 通路部     | 階段部    | エスカレーター部 |             | エレベータ<br>一部<br>(出入口幅) |
|                    |             |                               |         |        | 一般部      | 歩行者<br>交通量少 |                       |
| ①道路構造令の解説と運用       | 3.5m以上      | 2.0m以上                        | 3.5m以上  | —      | —        |             | —                     |
| ②道路の移動等円滑化整備ガイドライン | 3.5m以上      | 2.0m以上                        | 3.5m以上  | 1.5m以上 | 1.0m以上   | 0.6m以上      | 0.8m以上                |
| 設定有効幅員             | 9m          | 2.0m以上                        | 4.1m以上  | 3m     | 1.0m     | 0.6m        | 0.8m                  |

### (3) 立体的な範囲の設定について

三郷駅自由通路について、鉄道用地内において当該都市計画施設を整備する立体的な範囲を定めます。

【立体的な範囲】



## 都市計画の策定経緯の概要（尾張旭市決定）

8・6・527号 三郷歩行者道  
8・6・528号 三郷駅自由通路

| 事 項      | 時 期                      | 備 考                                 |
|----------|--------------------------|-------------------------------------|
| 地元説明会の開催 | 令和7年9月12日～<br>令和7年9月13日  | 12日：1回 13日：2回<br>(計3回開催)<br>参加者：27名 |
| 事前協議     | 令和7年9月22日                |                                     |
| 事前協議回答   | 令和7年10月6日                |                                     |
| 案の縦覧     | 令和7年10月24日～<br>令和7年11月7日 | 意見書提出（無）<br>縦覧者数2名                  |
| 市都市計画審議会 | 令和7年12月2日                |                                     |
| 知事への協議   | 令和7年12月                  | 以下予定                                |
| 知事回答     | 令和8年1月                   |                                     |
| 決定告示     | 令和8年2月頃                  |                                     |